

重度心身障がい者医療費支給制度の
埼玉県内現物給付化に係る新座市の改正点等について

1 実施時期

令和4年10月診療分から

2 改正点

新座市の受給者が通院・入院時に支払う医療費（一部負担金等）に対する現物給付の対象範囲を拡大します。現在、自己負担額21,000円未満（月額）の朝霞市・志木市・和光市・新座市内の医療機関等での通院分に対し適用している現物給付を、埼玉県内の医療機関等での入通院分に拡大します。

重度心身障がい者医療費			令和4年9月30日診療分まで			令和4年10月1日診療分から				
			朝霞・志木・和光・新座市内の医療機関等	左記以外の埼玉県内の医療機関等	埼玉県外の医療機関等	朝霞・志木・和光・新座市内の医療機関等	左記以外の埼玉県内の医療機関等	埼玉県外の医療機関等		
加入保険	国保 社保	通院	現物給付	償還払い		加入保険	国保 社保	通院	現物給付	償還払い
		入院	償還払い		入院			償還払い		
	後期 高齢	入通院	償還払い		後期 高齢	入通院	償還払い			

- ※1 後期高齢者医療保険加入者の入通院につきましては、これまでどおり償還払いのみとなります。
- ※2 長期高額疾患（人工透析を要する慢性腎不全）の院外処方箋に伴う保険薬局での一部負担金は、高額療養費となるため、現物給付の対象外です。
- ※3 国保又は社保加入者の重度心身障がい者医療費受給者証（オレンジ色）につきましては、令和4年10月以降は桃色に変更となります。旧受給者証は使用できません。

3 注意点

- (1) 県内の市町村ごとに現物給付の対象範囲が異なりますので、受給者が提示する受給者証を確認し、必要に応じて発行元の市町村に確認してください（受給者証裏面に問い合わせ先の記載があります。）。
- (2) 入院に係る月額21,000円未満の医療費（一部負担金）については現物給付の対象になりますが、食事代及び居住費は現物給付の対象外です。
- (3) 現物給付の対象範囲拡大後も、転出や資格喪失により受給者証の有効期限は日々変動がありますので、引き続き、診療毎に受給者証の提示を受け、確認の上、現物給付を行っていただきますようお願いいたします。受給者証の提示がない場合は、領収書による償還請求を御案内ください。

なお、診療時点での受給資格の有無は個人情報になるため、御電話での回答はできませんので御理解ください。